

平成 24 年度 第 4 回税制調査会議事録

日 時：平成 24 年 10 月 31 日（水）10 時 10 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○大久保財務副大臣

それでは、よろしいでしょうか。そろそろ時間が参りました。ただいまから税制調査会を開催します。

先ほど企画委員会において、平成 25 年度税制改正に関する今後の議論の進め方について審議を行いましたので、本日、その御報告を行いたいと思います。

その後、総務省による税制特別措置に関する行政評価の結果について報告を聴取したいと思います。

それでは、カメラの退室をお願いしたいと思います。

（カメラ退室）

○大久保財務副大臣

審議に先立ちまして、先日、櫻井副大臣よりの御指摘を踏まえ、税制調査会の運営に関して、本日、企画委員会でも確認した内容をこの場でも確認させていただきたいと思います。

お手元に、平成 21 年 9 月 29 日に閣議決定された「税制調査会の設置について」という 1 枚紙がございます。

この閣議決定において、全体会合や企画委員会の構成員、審議・議事進行を、会長が指名する財務副大臣又は総務副大臣が行うこと、企画委員会では、運営その他重要な事項を審議することが定められております。

また、個々の税制改正項目に係る税制調査会における意思決定の方向についてでございますが、これについては平成 21 年度の税制調査会でも議論があり、同年 12 月 2 日の全体会合の中で、当時の峰崎財務副大臣から 2 点の取りまとめがありました。

1 点目、税制調査会として意思決定に当たっては、全体会合における委員のコンセンサスが得られるよう最大限の努力をすることです。

2 点目、税調全体会合において議論がまとまらない場合には、企画委員会において議論を行い、会長及び会長代行が協議の上、方向を定め、税調全体会合で確認する。

こう整理されたルールを報告し、合意されております。その後は、このルールに沿って行われております。

もう一度申し上げますが、各委員の中でコンセンサスが得られるよう最大限の努力を行うことで、もしまとまらなかった場合は企画委員会において議論を行い、会長及び会長代行が協議の上、方向を定め、税調全体会合において確認する、こういった決定であります。これがこれまでずっと続いているという状況でございます。

更に 2 点目、櫻井副大臣から、財務省と総務省において査定と要求を別の政務二役

が担当していることについても御意見がございました。この点について、財務省及び総務省が査定側としての立場と要求側としての立場の双方を持ち合わせているところでございますが、これまで、この要求と査定の立場を明確に分けて別の政務二役が担当し、公開の場で議論することにより透明性を確保していたということでございます。

こういったことをしっかりと進めまして、今後とも疑念を持たれることのないように、私も含めまして、財務省・総務省もしっかりと行ってまいりたいと思います。是非とも御理解をお願いしたいと思います。

以上、税制調査会の運営に関して御報告申し上げたいと思います。

ここまでについて、御質問等がございましたら、お願いします。

櫻井副大臣、お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

前段のことについては理解いたしました。改めて、このペーパーも全部読ませていただいて、うちとしての勉強不足もありました。この点についてはおわび申し上げておきたいと思います。

改めてお願いをしておきたいのですが、この間の総務省の査定側の発言は、総務省側の要求に対してと、それから、他省庁からの要求に対してとの答弁の内容が違っていると、私はそう認識しております。このようなことをやられて、透明性であるとか、公平性であるとかと言われても十分に理解できない点がございまして、これは意見だけです。

今後、総務省なら総務省、財務省なら財務省というのは、基本的には考え方を一致させて持ってきているはずであって、省内でばらばらで持ってくるということは、私はあり得ないことだと思っています。しかも、ばらばらで持ってくること自体がおかしな話であって、ですから、総務省が発言したものに対して、それを支持するような、慎重に検討するという話でしたが、他のものについては、例えば地方の財源不足になるので、こういったものは全部だめなのだと、最初からそういう前提を置いて話をされている。その内容についてはかなり違っていたと思っておりますので、その点についての配慮をきちんとしていただくということだけ要望させていただきたいと思います。

○大久保財務副大臣

他にございませんか。

櫻井副大臣の件は、御意見ということで承りました。

それでは、次に進んでよろしいでしょうか。

前川副大臣、お願いします。

○前川内閣府副大臣

進め方についてということですので、私も一言申し上げたいことがあります。

この税制を定めるに当たって、国民各界から御意見を承るということは、私は大変

大事なことだと思っています。その意味で、組織されている方々だけではなくて、組織されていない大勢の各界の皆さん方からの意見も聞くべきだと思います。

ただ、前回の各団体からの聴取に関してですが、ある一つの団体が、具体的に言いますと税理士会ですが、この税制調査会の席上で、税制のことについては後の方で事務の方から付け足しのように御発言をされて、メインディッシュは資格の問題だった。どういう仕切りというか、事前の御案内になっていたのか、私はちょっと疑問に思っております、せっきくの機会でありますので、その辺のところも御説明をいただければと思います。

以上です。

○大久保財務副大臣

税理士会に関しましては、事前にどういった団体がどういうことをお話しするかに関しては聞いておりませんので、こういったことになったと思います。こちらに関しましては、各委員の皆さんからも、今回の議論で適切なものではないのではないかと、こういった御意見もございましたので、これはしっかりと議事録及びインターネット中継でもあったと思います。ここはしっかりと峻別していきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

○前川内閣府副大臣

はい。

○大久保財務副大臣

他にございませんでしょうか。

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

ちょっと気になるのですが、決して前回のヒアリングが良かったということを行っているわけではありませんが、税制という中には、いわゆる納税環境の問題を含めて、租税訴訟とかいろいろな問題を含みますね。この間もそういった面でいろいろ議論してきて、実は税理士会をお呼びするようになったのは、正に税を建議するという権限が税理士法の中にありまして、そういう意味で税制全般についての問題提起をしよう、その場合に、個別の税目だとかそういったことについての指摘もあるのですけれども、納税環境整備の問題についての様々な行政手続、あるいは租税訴訟、こういったところも実は範囲に入ってまいります。そうすると当然、境界が出てくるのです。

ですから、そういった点で、行き過ぎだったかどうかは別にしても、そういう問題も実は建議をされるということは、一般的にはあり得る話だと私は思いますので、そこら辺は、やはり扱いとしては納税環境問題も含めて建議をされてくる、あるいは税制調査会に問題提起をするというのは、一般論として私はあっていいと思っています。

意見です。

○大久保財務副大臣

他にございませんか。

それでは、次に行ってよろしいでしょうか。

どうぞ。

○櫻井厚生労働副大臣

すみませんが、次というのは議事の3番目ですか。

○大久保財務副大臣

次は、税制改正に関する今後の議論の具体的な内容です。

○櫻井厚生労働副大臣

分かりました。

○大久保財務副大臣

それでは、平成25年度税制改正に関する今後の議論の進め方について御報告がありました。続きまして、平成25年度税制改正案について、社会保障・税一体改革の残された課題について、社会保障・税一体改革大綱や税制抜本改革法に係る三党合意といったこれまでの成果を踏まえながら、党とも密接に連携し、各党間での御議論を踏まえつつ検討を進めていく必要があると私どもは考えております。

このため、中野民主党税制調査会長代行から適宜適切なタイミングで党税制調査会の議論の状況等を御報告していただきましたら有り難いと思っております。是非よろしく申し上げます。

こうした状況を踏まえて、税制調査会において、今後2つの大きいことを議論していきたいと思っております。

1つは、今回まで要望内容のヒアリングが一巡しましたので、引き続き、税制抜本改革法や過去の税制改正大綱において、税制改正の検討課題と明記された項目について、この場で来週以降、順次議論を行っていくこととしたいと思っております。

次に、この場とは別に、各省庁から要望項目について、要望ヒアリング後の事務レベルでの整理の進捗状況を踏まえながら対象項目を調整させていただいて、その上で政務折衝を行うとともに、その後、折衝状況を踏まえつつ、この全体会で議論を更に行っていくということにしたいと思っております。

こういったプロセスで、昨年同様、今回も行ってまいりたいと思っております。是非、よろしくお願ひしたいと思っております。

そこで、具体的な話に参りたいと思っておりますが、本体会合で順次議論を行う具体的な項目について、国税関係を私から、地方税関係に関して大島副大臣から御説明を願ひたいと思っております。

まず、国税関係でございますが、お手元に資料があると思っております。A4判横長であります。表題は「税制改正の検討課題について（国税関係）」となっております。

11ページまでございますが、ここには4つの大きなカテゴリーの検討項目が記載されております。

まず1ページから御説明しますが、第1の категорияとしましては「税制抜本改革法（『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律』）に規定された検討項目」で「（1）平成25年度改正で結論を得ると規定された項目」です。

具体的なものとしましては、個人所得税に関する最高税率の引上げ等及び金融所得課税です。

2ページの第1パラグラフを御覧ください。具体的に読み上げますと、

金融所得課税については、平成26年1月から所得税並びに個人の道府県民税及び市町村民税を併せて100分の20の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成24年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。【税制抜本改革法第7条第2号イ】

こういった記載がございます。

次に、資産課税に係るものとしましては、相続税、贈与税の見直し。それとセットで見直すとされました事業承継税制であります。

3ページに書いてございますが「税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行う。【税制抜本改革法第7条第4号イ】」になっております。

こういったことに関して、第1の categoriaとして議論してまいりたいと思います。

次に、第2の categoriaとしましては「社会保障・税一体改革法案に係る民主・自民・公明3党の協議結果（『税関係協議結果』）において、消費税率の8%への引上げ時までに結論を得るとされた項目（税制関連）」であります。

具体的には、住宅の取得に係る措置です。

関連することを読み上げますと、「住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。」。税制抜本改革法第7条第1号チに記載されております。

次に、自動車取得税及び自動車重量税であります。こちらは4ページを御覧ください。

こちらを読み上げますと、「自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策をいう。）の観点から、見直しを行う。【税制抜本改革法第7条第1号カ】」といった記載がございます。

以上が第2 categoriaです。

次に、第3 categoriaとしましては4ページの中ほど、「2. 租税特別措置・税負担

軽減措置等の見直し」で、平成 22 年度税制改正大綱において「平成 22 年度税制改正から始まる今後 4 年間で抜本的に見直します」とされたものです。

ちなみに、平成 25 年度税制改正を議論しております本年度は最終年に当たりますので、結論を得る必要がございます。

最後のカテゴリーとしましては、4 ページの最後から 5 ページに書いてございますが、平成 24 年 3 月 30 日閣議決定で「平成 25 年度税制改正時に成案を得る」とされた延滞税等の見直しでございます。

これらの項目については、既に要望ヒアリングの中で議論があった項目もありますが、こうした点や党での議論の状況を踏まえつつ、順次、この場で取り上げていきたいと考えております。また、例年と同様、要望は無いものの、取り上げて、税制当局として納税者利便の向上や課税の適正化等の観点から、見直し項目について提案させていただき、本体会合の中で議論させていただきたいと考えております。

今後のスケジュールについては、日程調整等をさせていただきたいと思っておりますので、是非とも御協力よろしく申し上げます。また、政務折衝の項目、スケジュールの調整もさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御協力をお願いします。

私の説明は以上でございます。

それでは、大島副大臣から地方税関係の御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○大島総務副大臣

私からは、地方税関係で本体会合において扱う事項について補足させていただきます。お手元にお配りいたしました「税制改正の検討課題について（地方税関係）」という表題の資料を御覧ください。

先ほど大久保副大臣から御説明のありました国税の資料とほぼ同じ構成としておりますが、地方税独自の項目としては、1 ページ目の下段なのですけれども、税制抜本改革法に掲げられた検討課題のうち、地球温暖化対策に係る地方財源が、税制改正大綱において、平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めることとしております。

また、3 ページ以降なのですけれども、税制改正大綱等の検討課題として「社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率」などがございます。

私からは以上でございます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

以上、平成 25 年度税制改正に係る議論の進め方について御説明をいたしました。御意見・御質問がございましたら挙手をお願いします。

櫻井副大臣、お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

この会に提出される資料を前日までに配付していただけないでしょうか。そうしないと、今日、この場でこういう資料を提出されて、この内容でいいのかどうかと言われても、十分検討ができておりません。十分検討できないものに対して、省を背負っておりますから、そうすると、省として、この内容でいいのかどうかの検討をする時間もなく、ここで了解してくれというのは、私はなかなか難しいことではないのかと、そう思いますので、これはこれとして、今日は話はお伺いさせていただきますが、今後お願いは、ここで出てくる議事の進行について、それから、議事に出てくる資料については、なるべく早くに検討する時間をいただけるようお願いしたいと思います。

○大久保財務副大臣

承知しました。

一応、事務局と確認しましたが、いつも前日までに配付しているということですが、今後ともしっかりとやっていきたいと思えます。

○大久保財務副大臣

他にございませんでしょうか。

前川副大臣、お願いします。

○前川内閣府副大臣

今の久保副大臣、そして、大島総務副大臣の御提案というのは、これまで各省庁から様々な要望をさせていただきましたが、それを絞り込んだ上で、この2つのペーパーに書いてある点を専ら議論しましょう、こういう御提案ですか。

○大久保財務副大臣

それも含んでおりますが、これ以外にも議論しますし、また、後段の部分に関しましては、今後、政務折衝で、例えば私どもと前川副大臣の間で関係の租特もしくは重要項目に関して議論しますが、そこで合意に至ったもの、至っていないもので重要なものに関しては、この本体会合で更に議論するという形です。

最初の項目に関しては、どうしても重要な、いわゆる三党合意でどうしても今回議論しないといけないもの、これまでのいわゆる税制大綱で平成25年度までに成案を得る、こういった、どうしてもやらないといけないものに関しては中心的に議論していきますが、それ以外のものに関してもしっかりと各省とのやりとり、更にはここで議論する、こういう形になっております。

櫻井副大臣、お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

ペーパーですが、今、確認したところ、昨日の夕方5時過ぎに厚生労働省の場合には、このペーパーが届いたということであって、検討する時間が十分取れないと思えますので、もう少し早くにこのペーパーを配付していただきたいということはお願しておきたいと思えます。

○大久保財務副大臣

充実した議論をするためには、しっかりと準備をするように手配したいと思います。他に、御質問・御意見ございませんでしょうか。

櫻井副大臣、お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

これはこれで、検討課題として結構です。

それで、私、前から申し上げているとおり、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則をどうするのかということと、それから、地方の財源にこれが必要だからという理由だけで総務省から随分意見が来ていますが、税の公平性という観点とどちらに重きを置いていくのかということについて、この項目について議論を進めていくのはこれで結構ですが、その前提をどうするのかということについても、これは明確にさせていただきたいと思っています。

というのは、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則は、単年度でやっていくのかどうかということは皆さんにとって大きな課題なのだと思います。それから、もうちょっと申し上げると、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則で、例えば社会保障なら社会保障のところで、雇用も大幅に増えている分野というのは随分あるわけです。そうすると当然、そこで所得税なりなんなりも増えているはずなのですが、こういったことはカウントされるのかどうかなのです。

目先のことだけで、とにかく、今、税制を出したときに、これが減税されるのであれば増額分を何かで用意してこいと言われれば、これは相当制約があって、思い切った政策を打てないと私は思っていて、何年後かに花開くようなものがいっぱいあるわけです。今回要求しているもので申し上げれば、研究開発税制などは特にそういうものです。それに対して、これを減税するのであれば何かの形で増税してこいと言ったら何もできないです。

もう一つ申し上げれば、製薬メーカーのことだけ言って申し訳ございませんが、例えばこれは診療報酬で今回 5,000 億円減額されていますから、既に 5,000 億円の減額があるということを前提でこれは要求していいことなのかどうかも含めて、ここは御議論をいただきたいと思います。

それから、これは繰り返しになりますが、総務省の答弁を聞いていると、地方の大事な財源だからという理由が随分全面的に出てまいります。ゴルフのことだけ申し上げるつもりはありませんが、いろいろな面で果たしてどれが公平なのかということ、本来であれば、我が党としての三原則は公平・透明・納得でしたか、この3つであるとすると、公平性というのは非常に大事な観点だと思っていて、どういったことを原則として今後の議論を進めていくのか、ここについては明確に決めていただきたい。そうでないと、必ず最後に財務省にペイ・アズ・ユー・ゴーと言われて終わってしまうのです。

だから、そういうことのないように、これは社会全体をどう変えていくのかという点で言ったら非常に大きいことですよね。我が党の成長戦略として、ライフ、グリーン、あとは中小企業になるのか、六次化になるのか、よく分かりませんが、そういったことを中心に出してきているわけであったとすれば、このことを実現するということを最大限に優先するような税制改正にしていくのだという方向性もちゃんと出していきたい。この点についてお願いします。

○大久保財務副大臣

どうぞ。

○前原国家戦略担当大臣

櫻井副大臣が政調会長代理で、私が政調会長をしているときに同じような議論を政調役員会でしたのを覚えています。そのときに古谷さんが主税局長でありましたけれども、私も今、櫻井副大臣がおっしゃった問題意識と同じ問題意識を持っておりまして、もちろん、予算をしっかりと71兆円に収めるということの中で、ある程度のペイ・アズ・ユー・ゴーということは分からなくもありませんけれども、しかし、特に成長分野において、お金をこれだけ増やしたから、これだけ減らせということだけで単純に物事は考えることはできない。

やはり成長分野を伸ばしたということになると、それが雇用を生んだり、あるいは乗数効果を生んで、税収が増えたりという、いろいろな波及効果というのは出てくるわけでありまして、そういった中身まで精査する中で議論していかないと、単なる目先のお金のペイ・アズ・ユー・ゴーだけでは、私はこの国が本当に伸びていくという形にはならないと思います。

今の櫻井副大臣のお考えには全く私も賛成でありますので、単なるペイ・アズ・ユー・ゴー原則でやるということはちょっと安易過ぎるのではないか。もう少し中身も掘り下げて、この国を伸ばす分野は何なのか、それを税でどういうふうに支えていくのかという議論まで掘り下げてやるべきではないかと私も思います。

○大久保財務副大臣

城島大臣、お願いします。

○城島財務大臣

御趣旨はよく分かります。ただ、財務省に言われるということと言われると、率直に言って、ちょっと反発をせざるを得ない。これは御承知のように、原則ペイ・アズ・ユー・ゴーでいくというのは閣議決定している話でありますから、そのことをきちんと、今みたいな論議の中で、全体で共有しないとイケない話だと思いますから、少なくとも過去を見ると、財務省は、その原則にのっとってやってきているわけであって、そのこと自身は今みたいな論議の中で、全体で確認するようなことをやることでないと前に進まないと思いますので、問題提起としては受けとめて、全体としてどういうふうにやっていくかという確認が必要な話だと思います。

○大久保財務副大臣

お願いします。

○樽床総務大臣

地方の財源について御指摘がございました。基本的に、我が党の政権の所信表明にもありましたが、一丁目一番地の政策は地域主権であります。ですから、地域主権という観点からすると、権限と財源ということはまだまだ道半ばではあります。殊更地方の財源だけを削るという方向の議論というのは本来大きな方針から少し外れるのではないかという思いもありますので、その思いだけは御理解をいただきたいと思っております。

○大久保財務副大臣

他に、御意見・御質問ございますか。

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

先ほどの櫻井副大臣と今の国家戦略担当大臣のお話を聞いていて、私は確かに、ある分野を成長分野だと指摘をして、そこに資源・財源、あるいは様々なものを投入するということについて、それは政府で進めていくことだと思います。ただ、制度というものを考えたときに、果たして、それが結果として、いわゆる景気に対して、雇用に対して、本当にどうなってくるのかということを見定めていく必要があります、その評価が出てくるというのはかなり先のことになってくるのですよ。

私、往々にしてと言いますが、やはりここは経済成長するだろうと思っていることを、ある意味では政府が戦略分野として定めるのですが、どうも、この世界は大体、政府が定めて、そのとおりにいったためしはなかなか無いのですよ。これはいわゆる戦略的通商政策という分野でいろいろな方々が指摘をしているので、だから、決して何もやらないと言っているのではなくて、大いにやったらいいと思う。

その場合にも、やはり制度上、税制上、例えば減税措置をつけた、あるいは特別に補助金を付けた。一度付けると、結果はどうであれ、なかなかこれは元に戻せないというのがまた民主主義社会の一つの大きな問題点でもあり、そういう意味で、やはりよほど、この問題をきちんとするときにはルール、原則が必要になる。あるいは大きな法人税とか所得税とか、そういったところで、減税を与えるということは公平性の原則から外れるわけですから、よほど、それは確かに、これは必要だということが国民的に見ても納得できるし、また、それが必要だということはある意味では証明できなければいけないと思っている。

ですので、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則というのは長い間というか、アメリカの財政再建の歴史の中を見ても、一つの財政規律を定めていくときのルールとして、これはある程度、重視しなければいけないし、だから閣議決定されているのだろうと思います。そこは往々にして、この財政というところが、今日、こんなに財政赤字が広が

っていった大きな原因というのはどこにあるのかということも含めて、税の世界と予算の世界と、これはまた相互に考えなければいかぬところはあるのですが、私はやはり、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則というのは、ある程度、しっかりとみんなで確認しながら、しかし、なおかつ、それを超えなければいけないというときは、相当、みんなの合意を得ながらやっていくというのが必要なことではないかと思っています。

○大久保財務副大臣

お願いします。

○前原国家戦略担当大臣

先ほど城島大臣がおっしゃったことについてはそのとおりで、財務省がという言い方は適切ではない。これは政府全体として予算の使い方をどう変えるかということでもありますので、そこは訂正をしたいと思います。

その上で、今の峰崎先生のお考えというのも納得できる部分はあるのです。財政規律をやらなければいけない。それで、予算について言えば、例えば今回の平成 25 年度の概算要求の組替え基準ということについて言うと、政府で決めた日本再生戦略、これに基づいて、これも我々がとにかくやっということうことで、特にグリーン、ライフ、六次産業化、それを支える中小企業ということの特化をしているわけです。しかも組替え基準においては、グリーンは減らしたものの 4 倍まで予算要求はできる。そしてまた、ライフ、六次産業化は 2 倍とか 1.5 倍とか、そういうメリハリをつけているわけです。

ただ、最終的には中期財政フレームということ、71 兆円という枠の中に、その組替え基準も踏まえて押さえるということは、また議論としては当然ながら我々もコミットメントしているわけでありまして、税でも何かそういうメリハリをつけて、しかしながら、収まる場所に収まるという議論ができないかということも私も、恐らく櫻井副大臣もおっしゃっているのではないかと思います。

国家と会社というのは完全に同一視できません。会社というのは利潤を追求するだけで、国家というのは、成長も大事だけれども、ナショナルミニマムという絶対やらなければいけない、生活保護とか、あるいは治安とか、そういう利潤に関係のない世界でしっかりとセーフティーネットを張らなければいけないということがあるので、全く同一視はできませんが、しかし、やはり国としての成長戦略を持っている以上、何らかのそういうペイ・アズ・ユー・ゴー、プラス、何かそれを超えた、先ほど組替え基準の話为例で申し上げましたけれども、そういう成長分野にしっかりと重点的に施策を行って、税制面でもバックアップをするということの中で、単純なペイ・アズ・ユー・ゴーではない、何らかのそういったものを、私も考えてみますし、お互い知恵を出し合う中でうまく考えられればいい。そういう意味で申し上げているところであります。

○大久保財務副大臣

中野会長代行、お願いします。

○中野民主党税制調査会長代行

櫻井副大臣がペイ・アズ・ユー・ゴーについての意見を述べられたのは、去年、おとし、この税調の進め方、会合を見ているときに、各省庁からいろいろな要請や提案があった。それに対して、当時、財務副大臣か政務官から全ての省庁に対して、ペイ・アズ・ユー・ゴーという言葉を用いて、いろいろな提言、提起、意見を述べられた。これは一種のトラウマみたいなもので、あれを見ていると、何のためにこの政府税調があるのか分からないということになってしまうわけですから、むしろ、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則というのは省庁縦割りの中におけるペイ・アズ・ユー・ゴーではなくて、政府全体としてのペイ・アズ・ユー・ゴーでなければ意味がないということをしつかり踏まえたいと思います。

それから、査定機関というのは、先ほどから財務省と総務省だけ、要求と査定と分けたという話がありましたが、私、行革をやっているので、立場からすると、全ての省庁に要求部門と査定部門があってほしい。むしろ各省庁ごとに査定部門がきちっと機能するぐらいの責任感をやはり果たしてほしい。これは税調の話ではないけれども、しかし、税調にも絡む話だと思います。

昔、西ドイツで、確かシュミット政権が大連立の時に、全閣僚を山荘に押し込めて、そして30%カットの案を出させるときに、これは三日三晩、かんかんがくがくやって、みんなへとへとになって、しかし、政府全体として30%カットするという案をまとめ上げて、やっと山荘から下ろしてもらったというエピソードがありますが、政府税調とか閣議とかというのは全体を考える会ということをより一層認識しながら、そういう議論を活性化させていってほしい。私たちがそうしたい。

よく使うのですが、歴史的な使命を果たし終えた分野を大胆にカットをして、新しい時代の要請に応えるものにシフトしていくという発想を常に我々は持ち合わないといけないと思います。A省の予算を半分に削って、B省の予算に持っていく、そのぐらいの大胆な発想がないと、省の中だけでのペイ・アズ・ユー・ゴー論争はやめた方がいいと思います。

○大久保財務副大臣

お願いします。

○榎床総務大臣

今の中野先生の話を受けて言うと、閣議決定されているペイ・アズ・ユー・ゴーというのは、今で言うと、各役所に課されているわけではないのでしょうか。全体ですね。ということは、今の中野先生の議論は正に閣議決定の意見ということですから、そういう前提に立って、各役所にそれぞれペイ・アズ・ユー・ゴー原則を、各役所が自分だけでやるというのは、今回は事務的な時間の問題等がありますけれども、そこら辺を踏まえて、まだ残された時間、議論できればと思います。

○大久保財務副大臣

ありがとうございます。樽床大臣に取りまとめに近いコメントをいただきました。
それでは、最後に櫻井副大臣、お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

すみません、私も城島大臣に謝罪しなければいけないと思います。

それから、先ほど総務大臣からお話があったことについても、これはそのとおりだと思っておりますが、議論としてどうするのかということをご側から問いかけさせていただいております。

それと1点、先ほど峰崎先生からお話がありましたが、研究開発というのは、思ったようにいかないのが研究開発でして、これが減税したから、それ分だけ研究開発ができてくるのであればこんな苦労はないわけですよ。

製薬業界でばかり言って申し訳ないのですが、2012年問題というのがありまして、これは海外特許が相当大幅に切れるのです。そして、これのために恐らく税収が落ちると思います。つまり、こういうものなのです。ですから、その研究開発についてまで余りその成果を求めない、これをやったのだから、このぐらい出てくるだろうという話にはならないし、それから、我々はやみくもにやらせてくれと言っているわけでも何でもないのです。産業政策としてどうしていくのかということも全部踏まえた上で、この点についてお願いしている。ここは峰崎先生に御理解いただいている点だと思いますが、そこら辺のところ、全体を踏まえた議論をさせていただきたいということだけお願いしたいと思います。

○大久保財務副大臣

お願いします。

○峰崎内閣官房参与

もう時間がないので、議論していくのは大賛成なのですが、租税特別措置とか様々な制度がある中で、2年、3年、5年と分かれていますね。要するにそれは何かというと、単年度だけで見られないだろう。2年見よう、3年見よう、5年見よう。それで、租税特別措置透明化法を作ったのは、その適用がどういうふうになっているかという実績を見てみたい。過去の租特の議論をずっと見ると、要求官庁からいろいろな問題が出てきて、これはこう変わる、こう変わる、だから、やらせてくださいということは出るけれども、実際にそれはどういうところで使われ、どういう効果があったのか、これを5年、10年のスパンで見たらどうだったのかという検討を、実はこの場ではあまり、今までやられてこなかったのではないのか。

だから、それをきちんとやるために租特透明化法がやられて、今度初めて出てきますから、そういう議論をしっかりと土俵に乗せていく必要がある。租税特別措置を新設するときというのは恐らく相当、慎重にみんなで議論すると思うのですが、実績が上がってきて、その評価をして、これはなかなか効果が上がっているのではないか、そ

れでは、これは完全に短期的なものではなくて、中長期的に制度化した方がいい、これは租特ではなくて、永続化したらいいのではないかと、いろいろなところに議論をこれから進めていったらいいと思いますので、そういう実績を見るという、そういった論議をこの場でできればいいのではないかと思います。

○大久保財務副大臣

よろしいでしょうか。

それでは、総務省の石津政務官に、租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○石津総務大臣政務官

お疲れ様でございます。

本日は、平成 25 年度の税制改正要望に際して、各府省が行った政策評価につきまして政策評価法に基づく点検を行いましたので、その結果を、地方税制度を所管する立場ではなくて、いわゆる政策評価制度を所管する総務省の政務官として御報告をさせていただきたいと思います。いろいろ御指摘いただきましたので、その点も踏まえまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、横長の「租税特別措置等に係る政策評価の点検結果～説明責任の向上に向けて～」という資料がございますので、これにのっとりまして御説明をさせていただきたいと思います。

第 1 ページを御覧いただきたいと思います。租税特別措置等については、平成 22 年度税制改正大綱において「今後 4 年間で抜本的に見直す」こととされておりまして、これを踏まえ、法人税関係の租税特別措置等に係る政策評価が義務付けられてございます。

このため、平成 22 年度から、税制改正要望に際して、各府省自ら政策評価を実施し、また、総務省は政策評価制度の所管省として、各府省が行った政策評価を点検してございます。具体的には、6 つのテストを踏まえた説明・分析が行われているかどうかということ点を点検してございます。なお、6 つのテストについては後ほど御説明を申し上げたいと思います。

この過程で、各府省から補足説明を求めるなど、内容の充実を図ってまいっております。なお、点検は租税特別措置等そのものの要否を判断しているものではなく、点検結果を税制調査会に報告し、税制改正作業の参考資料としていただいております。

2 ページの図は、これらの枠組みを示したものでございます。

次に、3 ページを御覧いただきたいと思います。各府省の取組状況を御報告させていただきます。

各府省で実施された政策評価のうち、点検対象としたのは 163 件でございました。この 163 件のうち、政策評価が義務付けられている法人税、法人事業税及び法人住民税関係は 131 件でございました。また、自主的に行われた政策評価は 32 件でございま

す。

府省別の件数は、3 ページ下の表に示してございます。件数が最も多いのは農林水産省で、36 件でございます。

それでは、点検結果を御報告いたします。資料の4 ページ下段の表を御覧いただきたいと思ひます。

具体的な方法は後ほど御説明申し上げますが、左の表のように、点検対象とした163 件全体に説明・分析が不十分な点がございました。

これらについて補足説明を求めた結果、大半のものは説明・分析の内容が充実し、中でも最終的に一定水準に達したものは、右の表のように、33 件となりました。しかしながら、特に「有効性」の説明・分析については依然として大半、163 件中130 件が不十分でございました。

次に、総務省の具体的な点検の内容を御説明いたします。5 ページを御覧いただきたいと思ひます。

先ほど述べましたとおり、点検は6 つのテストを踏まえた説明・分析がなされているかを確認しているものでございます。6 つのテストとは、5 ページ左側の枠内の3 つの○で記載しておりますように、背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか、政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか、補助金等の政策手段と比較して「相当性」が認められるか、この3 つの観点について、それぞれ2 項目、合計で6 つの項目が設定されております。

点検に当たり、この6 つの項目を、5 ページ右側にありますように、14 の点検項目に細分化し、項目ごとに確認を行ってまいっております。

次に、具体的な点検方法を御説明いたします。6 ページを御覧いただきたいと思ひます。

先ほども申し上げましたように、点検は租税特別措置等そのものの要否を判断するものではないため、ここでは今後の税制調査会における検討に予断を与えないよう、今年度の評価書を参考にイメージとして作成した事例をもとに御説明いたします。時間の都合により、「合理性」「有効性」及び「相当性」の中から点検項目を1 つずつ取り上げて御説明いたしたいと思ひます。

まず、背景にある政策の今日的な「合理性」について御説明いたします。6 ページ右側、下の吹き出しを御覧いただきたいと思ひます。

「点検項目② 所期の目標の達成状況」について、6 ページ左の評価書中、下段の「効果・達成目標の実現状況」の「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」の欄では、安全基準に適合する割合が、平成20年度の約20%から、平成23年度に約42%に増加したと説明されておりますが、平成24年度の目標が明らかでないため、所期の目標の達成状況が不明でございました。

しかしながら、補足説明を求めた結果、その下の点線囲みの「点検過程における補

足説明」の欄にあるような説明・分析がなされまして、結果として課題なしと整理をさせていただきます。

次に、政策目的に向けた手段としての「有効性」について御説明いたします。8ページ右側の一番下の吹き出しを御覧いただきたいと思っております。

点検項目⑪と⑫で「税込減を是認する効果の有無」について、8ページ左側の評価書中、一番下の「効果・達成目標の実現状況」の「税込減を是認するような効果の有無」の欄では、租税特別措置が特定の者に偏りなく、確実に適用され、基準を満たした〇〇設備の割合が着実に増加した。そういうことで、租税特別措置等の効果があったと説明しております。

しかしながら、8ページ右側の一番下の吹き出しにありますように、本事例では〇〇設備の安全基準に適合する割合の増加は、租税特別措置等以外の他の関連施策の影響を受け得るものでございますが、この点についての説明がないため、租税特別措置等のみの効果がどの程度、割合増加に寄与したのかが説明されておられません。そのため、税込減を是認する効果の説明としては不十分であり、課題として指摘してまいります。

なお、この税込減是認効果については、実際の評価書においても課題として指摘した数が多くなってございます。

最後に、補助金等他の政策手段と比した「相当性」について御説明いたします。9ページ右側の上段の吹き出しを御覧いただきたいと思っております。

「点検項目⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性」について、9ページ左側の評価書中、一番上の「租税特別措置等によるべき妥当性等」の欄では、租税特別措置等の適用が適切であることの説明にとどまっておりました。

しかし、補足説明を求めた結果、その下の点線囲みの「点検過程における補足説明」の欄にありますように、他の手段と比較して、租税特別措置等の手段をとることが的確であるとの説明が示され、結果として課題なしと整理してまいります。

このように、点検作業を14の点検項目にわたって行っております。

9ページ一番下には、本事例についての点検結果を表形式で記載してございます。6つのテストに関する説明・分析について、課題のない項目は空欄。当初は課題があったが、補足説明により一定水準の説明・分析がなされたものは※。引き続き、課題のある項目は●で示してございます。

本年度の各府省の評価書に対する実際の点検結果については、11ページ以下の一覧表を御覧いただきたいと思っております。詳細につきましては、お手元の報告書本体に収録してございます。

冒頭にも申し上げましたが、評価書及び点検結果を併せて御覧いただき、今後の税制改正作業の参考資料として活用いただければ幸甚でございます。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。以上の石津総務大臣政務官の説明に対して、御質問・御意見がある方は挙手をお願いします。

柚木政務官、お願いします。

○柚木財務大臣政務官

すみません、今の説明とその前のやりとりも踏まえて、改めて、これは事務局なのか、政府の中でなのか、是非お願いをしたいのですが、先ほど櫻井先生がおっしゃった研究開発とか、なかなか評価になじむもの、なじまないものは確かにあると思います。他方で、この行政評価にもあるような形で一定の評価の中に上がってくるものもあると思います。こういったものを、財政効果という視点をもう少し、できるもの、できないものも含めて、これは是非、政府の中でそういったことを検討していただけるような場をお考えいただけないかと思うのです。

1つだけ事例を申し上げますと、正に厚労省の中で医療経済評価、HTAで、目先の新薬開発の中で、治療効果で出せるような評価の部分をやっている部分もありますが、それだけではやはり目先になるので、もう少し全体的に、その新薬が開発されることによって、入院しないことによって働けることのロスが防げるとか、寝たきりになることのロスを防げるとか、もっと大きな視点で、これは確かボストン・コンサルティング・グループとかがそういう調査もやっていましたが、そういった視点を持った形で、政府の中でトータルの効果というものを是非検証いただけるような場を御検討いただければ、多分、前原大臣からもそういった趣旨のお話だったのだと思っていますが、お願いを申し上げたいと思います。

○大久保財務副大臣

こちらの御提案に関しましては、総務省の政策評価の充実も踏まえまして、また必要がありましたら関係各所で議論したいと思います。これは引き取りたいと思います。

他に御意見ございませんか。

それでは、次に行ってよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○大久保財務副大臣

租税特別措置については、平成22年度税制改正大綱に基づく見直しの方針、いわゆる「ふるい」に基づき、①合理性、②有効性、③相当性といった観点から適切な評価を行っていく必要がございます。各省庁におかれましては、租税特別措置の政策評価の在り方に関し、今回の点検結果を踏まえて必要な改善を図っていただくようお願い申し上げます。

時間も押しておりますが、1つ追加しまして、前回、櫻井副大臣から地方財政に関する資料の要求がございましたので、お手元に資料をお配りしております。総務省事務方から資料の説明をお願いします。

○末宗財政課長

総務省の財政課長でございます。

一番最後に「引上げ分の消費税収と地方の財源不足について」との資料がございます。前回、櫻井副大臣からの、消費税を上げることによって地方財政にどれだけの影響が出てくるのかという御質問に対する資料でございます。

上のところに『社会保障の充実と安定化』の地方分について（一定の仮定の下での試算）」とございますが、5%の引上げ分が「国・地方」という欄がございます。

引上げ分の消費税収、①のところでは13.5兆円程度、そのうち社会保障の充実分が2.7兆円程度で、大きく社会保障の安定化分、③のところでございますが、10.8兆円程度でございます。

その内訳は3つございまして、年金国庫負担2分の1等の分が2.9兆円程度、消費税引上げに伴う社会保障支出の増分が0.8兆円程度、後代への負担のつけ回しの軽減分が7.0兆円程度となっております。

そのうち地方分ということで見てございますと、1.54%相当でありますので、全体で言うと4.2兆円程度となります。そのうち、社会保障の充実分が0.85兆円程度、社会保障の安定化分が3.3兆円程度でございます。

しかし、消費税引上げに伴う社会保障支出の増分の0.1兆円程度を除きますと、網かけをしているところの3.2兆円程度、これが地方における後代への負担のつけ回しの軽減分となっております。

一番下のところに○で、平成24年度の地方の財源不足とあります。これは歳入と歳出のギャップでございますが、13.7兆円あるわけでございますが、これを前提に、先ほど申し上げました地方分の後代への負担のつけ回しの軽減分のうちの交付団体の増収分が財源不足から減るということになるものでございます。

2ページをおめくりいただきたいと思っております。もう少し具体的に申し上げますと、今、財源不足を生じているうちに、折半ルールと申しておりますけれども、地方の財源不足で、1つ目の○であります。国と地方が折半で補填をすることとしております。具体的には、国が一般会計から交付税に臨時財政対策特例加算をいたしますし、地方は特例債として臨時財政対策債を発行するという状況になってございます。

したがって、この折半ルールを前提にいたしますと、下の絵にございますけれども、網かけをしておりますが、国の方、それから、地方の方、それぞれ同等額が、財源不足が減ってくるという構造になっております。いずれにいたしましても、今回の税制改正に伴って財源に余剰が生じるものではなく、減税を行う余裕が出てくるものではないと考えているところでございます。

なお、櫻井副大臣から御指摘のあった点で、国税の附則第18条の第2項として追加された「税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中

で」うんぬんという条文につきましては、地方税法の改正においても同様の条文がございまして、国と地方で異なるものではございません。

説明は以上でございます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

これは資料の説明ですから、議論がございましたらば。

お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

すみません、ありがとうございました。

確認だけさせていただきたいことがあるのですが、要するに社保と税の一体改革の中で、自民党の提案者から、今のような条文をもってして、要するに玉突き方式で公共事業ができるようなことを随分言われておりましたが、基本的にはそういうことがないのだということを確認をさせていただきたい。原則は、これは借金の返済に充てるということによろしいのですね。

○大久保財務副大臣

網屋大臣政務官、お願いします。

○網屋財務大臣政務官

おっしゃるとおりでございます。現実的に消費税分を上げたり、もちろん、消費税分は社会保障に使うということになっていますが、実際には、これは上げたとしても、社会保障全体から見ると、まだ実は 17 兆円ぐらいの差額が残っていて、それをどうするかという、これは別のところの財源をいろいろ作りながらやっていかなければいけないという状況は変わらないわけで、これは玉突き的に、これが空いたからこれに使えというのはかなり無理がある議論であるということはもちろん我々も共有しておかなければいけないことだと思っております。

以上です。

○大久保財務副大臣

総務省は、同じことだと思いますが、よろしいですか。

○石津総務大臣政務官

はい。

○大久保財務副大臣

それでは、これで全ての議題は終了しました。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

次回の日程の詳細に関して、改めて事務的に御連絡をしますので、よろしく申し上げます。

記者会見は、この後、この場所で行いますので、準備よろしく申し上げます。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。